

児童扶養手当の現況届等の提出について

児童扶養手当を受給している方は、毎年1回、居住の状況や前年の所得等に関する現況届を提出することが必要です。

提出された内容を審査し、支給要件に該当する場合は、引き続き当該手当を受けていただきます（届け出が無い場合は、11月分以降の手当が受けられなくなる場合があります）。

1. 提出期間 令和8年8月3日（月）～ 8月31日（月）
2. 対象者 現在、児童扶養手当を受けている方
（所得制限超過により支給停止となっている方を含む）
3. 用紙の配布 現況届の用紙は、市から対象者に郵送します。
4. 提出先 舞鶴市役所子育て応援課

《参考》

児童扶養手当とは

ひとり親家庭の児童や父又は母が重度障害の状態にある家庭の児童の心身が健やかに成長するように、その家庭の安定と自立促進のため、児童を養育している方へ支給される手当

